

令和6年度答申第3号
令和6年4月19日

諮問番号 令和5年度諮問第88号（令和6年3月26日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のA（以下「父A」という。）は軍人としての在職期間内の傷病により死亡したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Aは戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）に規定する公務上の傷病又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支

給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法2条1項は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに遺族援護法による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受け権利を取得した者をいう（ただし、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）で、同項各号のいずれかに該当するものを除く。）と規定し、同項2号には、弔慰金を受け権利を取得した後、基準日前に、遺族援護法35条1項に規定する遺族以外の者と婚姻をした配偶者（死亡した者と同じ氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）が掲げられている。

ウ 特別弔慰金支給法2条3項は、弔慰金を受け権利を取得した者が同項各号のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受け権利を取得した者とみなすと規定し、同条3項1号には基準日において死亡しているとき等が、同項2号には配偶者が同条1項各号のいずれかに該当するときに掲げられている。

(2) 遺族援護法関係

ア 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条2項は、前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

イ 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定している。

ウ 遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 父Aは、昭和13年12月22日にC陸軍病院衛生兵として応召し、昭和15年12月24日に召集解除となったが、昭和18年3月26日に臨時召集によりD第a部隊に入隊し、歩兵第b聯隊等に転属となり、E地で勤務していたところ、昭和20年6月1日にF地で俘虜（捕虜）となり、昭和21年6月5日に復員完結（召集解除）となった。

（履歴書、歩兵第b聯隊留守名簿、召集解除者名簿（俘虜）、G地送致復員者連名簿、書籍「歩兵第b聯隊史」、軍事郵便葉書）

- (2) 審査請求人は、昭和22年c月d日、父Aと母のH（以下「母H」という。）の間の長男として出生し、父Aを筆頭者とする戸籍に入籍した。

（戸籍全部事項証明書（審査請求人）、除籍謄本（筆頭者：父A）、改製原戸籍謄本（筆頭者：母H））

- (3) 父Aは、昭和27年3月4日、本籍地（I地）で死亡した。

父Aの死亡後も父Aを筆頭者とする戸籍に在籍していた母Hは、昭和30年8月22日、Jと妻の氏を称する婚姻をし、これにより、母Hを筆頭者とする新戸籍が編成され、母Hは、父Aを筆頭者とする戸籍から除籍されて当該新戸籍に入籍し、J及び審査請求人も、当該新戸籍に入籍した。

母Hは、昭和63年10月5日、K地で死亡し、審査請求人は、平成5年4月15日、Jの養子となる縁組をした。

（除籍謄本（筆頭者：父A）、改製原戸籍謄本（筆頭者：母H）、戸籍全部事項証明書（審査請求人））

- (4) 審査請求人は、令和4年9月27日、住所地のL町長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (5) 処分庁は、令和5年1月6日付けで、審査請求人に対し、「死亡したA様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したものとは認められません。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、請求者は特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (6) 審査請求人は、令和5年2月8日、審査庁に対し、本件却下処分を不服

として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、令和6年3月26日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件却下処分の取消しを求める。

(1) 審査請求書

「(父Aは) E地よりやせこけて栄養失調で帰りお金もなく近くに医院もないため自宅で療養しながら妻と農業をしていたがだんだん悪くなり国立病院に入院するため山の木を売って入院し死去した。母がいつも言っていた今まで何ももらっていないといつも言っていた。」

(2) 反論書

「(父Aが) E地に行っていた証拠の品として(書籍「歩兵第b聯隊史」)を送ります、今までに国から何も頂いていません。」

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人が提出した戸籍によると、父Aは昭和27年3月4日に死亡していること、審査請求人は父Aの子であること、母Hは、父Aの死亡後、昭和30年8月22日にJと妻の氏を称する婚姻をし、これにより母Hを筆頭者とする新戸籍が編製されたこと、母Hは昭和63年10月5日に死亡していること及び審査請求人は、母Hの死亡後、平成5年4月15日にJの養子となる縁組をしたことを確認することができる。

したがって、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条の規定により、本件請求について基準日(令和2年4月1日)における最先順位の遺族である。

なお、父Aの死亡後における母HのJとの再婚は、父Aと同じ氏を称していた母Hがその氏を改めないで父Aの遺族以外の者とした法律上の婚姻であるから、特別弔慰金支給法2条1項2号に規定する配偶者の除外事由に該当しない。また、審査請求人が母Hの死亡後にJの養子となったことも、特別弔慰金支給法2条の適用に影響を与えるものではない。

- 2 父Aに関する処分庁保管の資料のうち、履歴書によると、父Aは、昭和13年12月22日にC陸軍病院に応召し、昭和15年12月24日に召集解除となったが、昭和18年3月26日に臨時召集により陸軍に入隊し、昭和21年6月5日に復員完結(召集解除)となったことを確認することができ

る。そして、審査請求人が提出した父Aの写真、軍事郵便葉書及び書籍「歩兵第b聯隊史」からも、父Aが軍人であったことを確認することができる。しかし、これらの資料から、父Aが軍人としての在職期間内に負傷し、又は疾病にかかったことを確認することはできない。

また、審査庁保管の資料のうち、(1)歩兵第b聯隊留守名簿には父Aの本籍地、留守担当者（住所、続柄、氏名）などの記載が、(2)召集解除者名簿（俘虜）には部隊名、召集解除（年月日、場所）、本籍地、留守担当者（住所、続柄、氏名）などの記載が、(3)G地送致復員者連名簿には所属部隊名、本籍地、官等級のほか、父Aが昭和20年6月1日にF地において俘虜となったとの記載がされていることを確認することができるが、これらの資料からも、父Aが軍人としての在職期間内に負傷し、又は疾病にかかったことを確認することはできない。

なお、死亡診断書によると、父Aは、昭和26年7月（日不詳）に死亡の原因である胃癌を発病し、その後、昭和27年3月4日に心衰弱により死亡していることを確認することができるが、父Aは、上記のとおり、昭和21年6月5日に召集解除となり、陸軍を退職しているから、胃癌の発病は、父Aが陸軍を退職した後である。

そして、遺族援護法に規定する弔慰金、遺族年金の裁定記録を調査したが、父Aの死亡に対して弔慰金、遺族年金が請求され、裁定されたことは確認することができなかった。

- 3 以上のとおり、父Aは、軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和5年2月8日
審理員意見書の提出 : 同年8月4日
(本件審査請求の受付から約6か月)
本件諮問 : 令和6年3月26日
(審理員意見書の提出から約7か月半、本件審査請求の受付から約1年1か月半)

(2) そうすると、本件では、審査請求の受付から審理員意見書の提出までに約6か月しか要していないが、審理員意見書の提出から諮問までに約7か月半もの期間を要したため、審査請求の受付から諮問までに約1年1か月半の期間を要している。審理員意見書の提出から諮問までに約7か月半もの期間を要したのは、審査庁が、審理員意見書の提出を受けてから約6か月半が経過してようやく、部内の関係部局に対し、物件（父Aに係る旧陸軍人事関係資料）の提出依頼をしたからである。しかし、本件では、父Aの軍人としての在職期間における負傷又は疾病の有無が問題となっているのであるから、審査庁としては、審理員意見書の内容を検討した後、速やかに上記の物件の提出依頼をすべきであった。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に見直す必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、本件請求について基準日における最先順位の遺族である（上記第2の1）から、本件では、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したかが問題となっている。

(2) まず、父Aの軍人としての履歴をみると、処分庁保管の資料（履歴書）、審査庁保管の旧陸軍人事関係資料（歩兵第b聯隊留守名簿、召集解除者名簿（俘虜）、G地送致復員者連名簿）及び審査請求人が提出した資料（書籍「歩兵第b聯隊史」、軍事郵便葉書）によれば、父Aは、昭和13年12月22日に陸軍に応召し、昭和15年12月24日に召集解除となったが、昭和18年3月26日に臨時召集により陸軍に入隊し、E地で勤務していたところ、昭和20年6月1日にF地において俘虜（捕虜）となり、昭和21年6月5日に復員完結（召集解除）となった（上記第1の2の(1)）ことが認められる。しかし、上記のいずれの資料にも、父Aが軍

人としての在職期間内に負傷し、又は疾病にかかったことを認めることができる記載はされていない。そして、その他の一件記録を精査しても、父Aが軍人としての在職期間内に負傷し、又は疾病にかかったことを認めることができる資料は見当たらない。

- (3) 次に、父Aの死亡の原因をみると、父Aは、昭和27年3月4日に死亡している（上記第1の2の(3)）が、その死亡届に添付の死亡診断書によれば、死亡の原因（直接死因）は「心衰弱」であり、心衰弱の原因は「胃癌」であること、そして、胃癌の発病年月日は「昭和26年7月（日不詳）」であることが認められる。

そうすると、父Aは、上記(2)のとおり、昭和21年6月5日に復員完結（召集解除）により陸軍を退職しているから、それから5年余りが経過して発病した胃癌によって死亡したということになる。

したがって、父Aは、軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認めることができない。

- (4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、審査請求人は、遺族援護法34条1項に規定する遺族に該当せず、特別弔慰金支給法2条1項に規定する特別弔慰金の支給要件を満たしていないから、特別弔慰金を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

| | | | | |
|---|---|---|---|-------|
| 委 | 員 | 原 | | 優 |
| 委 | 員 | 野 | 口 | 貴 公 美 |
| 委 | 員 | 村 | 田 | 珠 美 |